○公正取引委員会告示第三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約（昭和六十三年公正取引委員会告示第十七号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　岡村　和美

一　全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会（会長　田中　洋之）の申請に係る辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成三十年三月八日付で認定した。

二　規約に係る事業の種類

辛子めんたいこ食品の製造、販売及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、辛子めんたいこ食品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、辛子めんたいこ食品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
第２条　この規約において「辛子めんたいこ食品」とは、辛子めんたいこ及び辛子めんたいこあえものをいう。	**第２条**　この規約において「辛子めんたいこ食品」とは、辛子めんたいこ及び辛子めんたいこあえものをいう。
２　この規約において「辛子めんたいこ」とは、すけとうだらの卵巣（卵を含む。以下同じ。）に唐辛子を原料とする調味液等で味付けしたものをいう。	２　この規約において「辛子めんたいこ」とは、すけとうだらの卵巣に唐辛子を主原料とする調味液等で味付けしたものをいう。
３　この規約において「辛子めんたいこあえもの」とは、くらげ、かずのこ、いか、あわび、椎茸その他の農水産物を辛子めんたいこであえたものであって、辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定める一定割合以上の辛子めんたいこを含有するものをいう。	３　この規約において「辛子めんたいこあえもの」とは、くらげ、かずのこ、いか、あわび、椎茸その他の農水産物を辛子めんたいこであえたものであつて、辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定める一定割合以上の辛子めんたいこを含有するものをいう。
４　この規約において「事業者」とは、辛子めんたいこ食品を製造し（他に製造させる場合を含む。）、若しくは販売し、又は輸入して販売することを業とする者であって、この規約に参加する者をいう。	４　この規約において「事業者」とは、辛子めんたいこ食品を製造し（他に製造させる場合を含む。）、若しくは販売し、又は輸入して販売することを業とする者をいう。
５　この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する辛子めんたいこ食品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 ⑴　商品、容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第４条第５項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 ⑵　（略） ⑶　ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告 ⑷・⑸　（略） （必要表示事項）	５　この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する辛子めんたいこ食品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。 ⑴　商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 ⑵　（略） ⑶　ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載された物を含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告 ⑷・⑸　（略） （必要表示事項）
第３条　事業者は、辛子めんたいこ食品の容器包装に、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を一括して、外部から見や	**第３条**　事業者は、辛子めんたいこ食品の容器又は包装に、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、見やすい場所に